

教職第1584-2号
令和7年3月31日

各市町村教育委員会事務主幹課長
関係各市町村立学校長 } 様

埼玉県教育局教育総務部教職員課長
(公印省略)

令和7年度当初給与関係例規の改正に伴う市町村立学校給与等報告システムに係る事務処理について（通知）

市町村立学校給与等報告システム（以下「システム」という。）の運用については、日頃御協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、給与関係例規の改正につきましては、令和7年3月31日付け教職第1563-2号「給与・旅費関係例規の改正について（通知）」にて通知されたところです。

これに伴い、システムでの各手当の事務処理について下記のとおり取り扱いくださるようお願いいたします。

記

1 扶養手当

教職員課において、システムに登録されている扶養手当の金額を変更するため、手当額の改定に伴うシステム上の手続きは原則ありません。令和7年4月給与から制度改正後の手当額が支給されます。

ただし、配偶者について心身に著しい障害がある場合、配偶者に係る手当ではなく、心身に著しい障害を有する者（6,500円）として扶養手当の支給を行うことも可能です。支給に当たっては、教職員本人が届出をし、認定を行ってください。

また、これに伴うシステムへの報告方法については、別紙「配偶者に係る扶養手当の報告について」を御確認ください。

2 通勤手当

以下の改正について、システム上の報告が必要となる場合があります。御確認いただき、報告が必要な場合は御対応をお願いします。

(1) 1か月当たりの支給限度額の見直し

1か月当たりの支給限度額が15万円に引き上げられます。これに伴い15万円の範囲内で、新幹線鉄道等（*）の特別料金についても全額支給されます。

システムによる報告については、令和7年3月31日付け教職第1583-2号「令和7年度当初給与関係例規の改正に伴う通勤手当に係る給与報告について（通知）」を御確認ください。

*新幹線、特別急行列車、急行列車及び高速自動車国道等の有料道路

(2) 在宅勤務等手当の新設に伴う通勤調整

その月に10日を超えて在宅勤務を行うことが見込まれる場合（月額による在宅勤務等手当の支給を受ける教職員）は、その月の通勤所要回数が少ないことが見込まれることから、通勤のため負担する運賃等の額に変更があるものとして、教職員本人が、通勤の実情を速やかに届出し、認定を行った上で、システムにおいて報告を行う必要があります。

システムでの報告については、令和7年3月31日付け教職第1565-3号「在宅勤務等手当に係る給与報告及び給与支給明細書等について（通知）」を確認してください。

(3) 月平均通勤回数の計算方法の変更

月平均通勤回数の計算式について、年間を通じて通勤に要することとなる回数を12で除した数（4週間の勤務日数の合計÷4週間×52週÷12か月）で算出された数字を、小数点以下切捨てから切上げに変更するものです。

通勤手当の算出において、月平均通勤回数が月21回以外で計算されている場合（短時間勤務の教職員）は、通勤手当の再計算が必要となる場合があります。以下を参考に通勤手当の認定を行った上で、システムで報告をお願いいたします。

（平均1箇月当たりの通勤所要回数）

※短時間勤務の教職員においては、以下のとおり

（変更前）

週5日：21回 週4日：17回 週3日：13回 週2日：8回

（変更後）

週5日：21回 週4日：18回 週3日：13回 週2日：9回

(4) 月途中採用教職員への通勤手当の支給

月途中で採用され臨時的任用教職員及び任期付教職員（育児休業代替等）について、採用された月から通勤手当の支給対象とし、日割りで支給するものです。なお、本採用教職員は支給の対象外です。

システムでの報告については、令和7年3月31日付け教職第1583-2号「令和7年度当初給与関係例規の改正に伴う通勤手当に係る給与報告について（通知）」を確認してください。

3 単身赴任手当

新規採用教職員に対して新たに支給されることとなりました。

支給要件に該当する場合は、事前に認定権者（教職員課長）への協議を行い、支給すべき月額を決定する必要があります。教職員給与事務の手引の第Ⅱ諸手当の単身赴任手当の項目を参考に、発令から15日以内に教職員課県費事務担当に必要書類を提出してください。

4 住居手当

再任用教職員に対して新たに支給されることとなりました。

現在住居手当を受給しておらず、4月から再任用教職員となって新たに住居手当の支給を受ける場合は、教職員本人が届出を行い、認定を受けたうえで、教職員課県費事務担当が指定する給与報告期間内に、システムから報告を行ってください。

ただし、現在住居手当を受給している者が引き続き令和7年4月1日から新たに再任

用教職員となる場合、家賃額等の認定にかかる要件に変更がなければ、再度の報告は不要です。

5 在宅勤務等手当について

令和7年度から新たに在宅勤務等手当が支給されるようになりました。

システムでの報告方法については、令和7年3月31日付け教職第1565-3号「在宅勤務等手当に係る給与報告及び給与支給明細書等について（通知）」を確認してください。

【担当】

- ・システムの改修に関すること
担当：教職員課給与管理担当
電話：048-830-6671
- ・システム報告方法、提出書類及び提出期限等に関すること
担当：県費事務担当
E-Mail a6660-09@pref.saitama.lg.jp
FAX 048-825-0013

※お問合せは、原則質問票により県費事務担当にお願いします。

(別紙)

配偶者に係る扶養手当の報告について

具体例

令和6年度に配偶者のみを扶養手当の対象として報告している場合

◆ 扶養手当情報

報告ステータス

	適用年月日 ※	配偶者区分コード ※	その他の人数 ※	子の人数 ※	特定期の人数 ※	ステータス
1	R06.04.01	配偶者が支給対象	0 人	0 人	0 人	

①令和7年4月以降も、引き続き配偶者として扶養手当を支給する場合

◆ 扶養手当情報

報告ステータス

	適用年月日 ※	配偶者区分コード ※	その他の人数 ※	子の人数 ※	特定期の人数 ※	ステータス
1	R06.04.01	配偶者が支給対象	0 人	0 人	0 人	

システムでの報告は不要です。

自動で改訂後の金額が支給されます。

②令和7年4月以降は、配偶者を心身に著しい障害があるものとして認定した場合

◆ 扶養手当情報

報告ステータス

	適用年月日 ※	配偶者区分コード ※	その他の人数 ※	子の人数 ※	特定期の人数 ※	ステータス	
×	1	R06.04.01	配偶者が支給対象	0 人	0 人	0 人	
×	2	R07.04.01	配偶者が支給対象外	1 人	0 人	0 人	

行を追加する

行を追加して報告してください。

配偶者区分コードは「配偶者が支給対象外」、その他の人数を「1」として登録します。

※既に登録している適用年月日「R06.04.01」のデータは削除しないでください。